

令和元年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和元年6月18日（火曜日）

○議事日程

令和元年6月18日（火曜日） 午前10時 2分 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前10時 2分 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、本日の会議をこれより開催いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。1番、河村議員、2番、山本議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより、早速質問に入ります。最初は、22番、和田議員。

〔22番 和田 敏明君 登壇〕

○22番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。

それでは、通告の順に従いまして、4項目について質問させていただきます。

まず、1項目めの小・中学校区の見直しについてですが、現在、本市においては、小・中学校に通う児童・生徒は、住所地の属する定められた通学区域の学校に就学することになります。なお、小規模特認校やある一定の条件に該当すれば、指定校を変更することが

できます。

しかしながら、現在の制度では、基本的に児童・生徒が学校を自由に選択する権利はありません。例えば、同じ授業や部活動等を行うにしても、多くの経験と実績のある指導者に学べる子と、その環境が与えられない子、また、多くの生徒の中で育った子と、少数の学校に通わざるを得なかった子とでは、その将来は大きく変わってくると思われま

す。そこでお尋ねしますが、文部科学省は小・中学校の適正規模を1校当たり12から18学級としていますが、本市の現状はどうなのでしょう。

次に、時代も「平成」から「令和」に変わったように、本当に教育環境の充実や子どもたちの現在から未来のことを、上辺だけでなく真剣に考えるならば、小・中学校の統廃合を検討する時期に来ているのではないかと思います。しかし、このことはおいそれと簡単にできることではありません。

そこで、せめて子どもたちの将来のためにも、学校区の見直しなり、緩和に向けて真正面から取り組んではいかがでしょうか。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 22番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の小・中学校区の見直しについての御質問にお答えいたします。

まず、議員お尋ねの小・中学校の規模についてであります。

学校教育法施行規則においては、「学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」とあります。本市において、小学校では、12学級未満が6校、標準となる12学級以上18学級以下が3校、19学級以上は8校となっております。中学校では、12学級未満が6校、標準となる12学級以上18学級以下が4校、19学級以上が1校となっております。

次に、少子化に伴う現在の学校区の見直しと緩和についてのお尋ねであります。本市における学校区は自治会単位で分けられており、各学校ではコミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校運営がなされ、学校と家庭、地域が総がかりで子どもたちの成長を見守っていく体制づくりが進められております。こうした中、現在の学校区を見直していくことや児童・生徒が自由に学校を選択することは、各学校の実態や地域の取り組み及び児童・生徒の通学距離や登下校の安全面等から難しいと考えております。

なお、本市においては、先ほど議員御案内のとおり、茜島シーサイドスクール事業や小規模特認校制度を設けるなど、子どもたちの将来のために、その選択の幅を広げております。転入学に一定の条件はございますが、特色ある教育活動を展開する野島小・中学校、

富海小・中学校、向島小学校には、市内のどの地域からも通学できるようにしております。

少子化に伴うさまざまな課題については、これから先も地域や学校と協議をしながら、真摯に考えていく所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 一つちょっと例を挙げさせていただきますが、これは実話に基づいてということになります。私が住んでいる玉祖校区にお住まいの方が三世代で同居しておったのですが、近くの住宅に当たったということで、息子さん夫婦がそちらのほうに移りました。そこは右田校区です。ただ、実家からそこまでは目と鼻の先で、そうすると、玉祖小学校から右田小学校に転校するということになります。しかしながら、その子は、もう5年生まで玉祖小学校で過ごしてきたと、だから転校したくないんだと。しかしながら、もうこっちに移ると右田小学校に行かないといけないよというような状況ができてしまっていました。

これは、思うんですが、本人の意思とは全く関係なくそういうふうなことをするという事は、ある種の私はいじめではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） ただいまの議員の質問の、学年途中とか学期途中の転居に伴う転校ですが、その部分においては、ある程度、取扱要領の中に、そういった学年途中で、先ほど言われたように卒業までいたいとか、そういったことがあった場合には、取扱要領の中に、特に教育委員会が教育長配慮を要するという文面で許可がありますので、そういったことについても学校や教育委員会のほうに相談をしてもらって、できるだけ応えるようにはしております。

ただ、2年生ぐらいに転校して、6年までという部分については、それから4年間の通学の期間がありますので、最終学年の一緒に卒業したいとか、2学期まで一緒にいたから最後までいたいとか、そういった分については相談に乗るようにしております。

以上になります。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） その御家庭は、相談したがだめだと、右田小学校に行きなさいということだったそうです。

ただ、おじいちゃんおばあちゃん夫婦が、実家のほうが玉祖校区にありましたので、それも自宅からほぼ距離は変わらないということで、そこに一旦帰るということで落ち着い

たそうですが、例えばじゃあそこに、近距離に実家がなかった場合、これは一体どうなるんでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、おじいちゃんおばあちゃんの家というふうに言われたんですけど、中に保護者の勤務等の都合により、そういった校区外通学を認める要件もそこはありますので、そういったところも含めて相談になると思います。

ちょっと詳しい事情がなかなかよくわからないところですけども、さっき言いましたように、区域外の取扱要領の中に、転居によるもの、それから保護者の勤務等の都合によるもの、そして教育上配慮を要するという場合と3項目ありますので、それぞれ事情が異なりますので、御相談するようになると思います。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 校区分けの見直しというのは、ある程度、時間を要するんでしょうが、今言ったような、いわゆる自分のところの住所から一番近い学校をある程度児童・生徒が選択できるように改正するべきではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、議員が言われた一番近い学校にという部分で、今通学区域というのが、学区を区域ごとに区切っているのは、そういった住所地のある学校へ通いなさいというふうな思いでこちらが設定していると思うんですけど。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 一番近い住所地ということなんですが、いいですか。これ以上言いませんが。いずれにしても、少しいじめの問題も含めて、子どもたち、そして保護者にもう少し広く選択権を持たせてあげてほしい。このことを申し添えまして、この項の質問は終わります。

続きまして、道路の維持管理について質問いたします。

まず、街路樹についてお伺いいたします。

街路樹が成長し、夏場には日陰を作ってくれ、安らぎを与えてくれていることには大変ありがたく思っております。

しかしながら、一方においては、落ち葉どきの落ち葉の掃除、また成長した根っこによる歩道面の段差、手押し車を押されながら何とか歩いておられる御高齢の方や、ハイヒールを履いた女性など、大変危険な状況にあります。

また、ツツジやサツキ等の低木は高さがまちまちで、交差点や商業施設等の出入り口付

近で、車の運転席からは横断する車両や通行人が見えづらい状態の場所も見受けられます。しかし、市道については、この質問を提出してから今日までに、きれいに剪定されております。

そこでお尋ねいたしますが、まず1点目に、落ち葉の掃除については、これ1日で終わるものではなく、ある程度の時間を要することから、大変エネルギーがいる作業であるにもかかわらず、隣接の方々の御厚意によりきれいにされており、大変感謝しております。落ち葉の掃除をされている方々に、せめて掃除道具の熊手——こちらでは「がんぜき」と呼ぶんですかね——や、ごみ袋などの提供をしていただけないでしょうか。

2点目に、歩道部の段差については、危険度の高いところから順次解消していただけないでしょうか。

3点目に、低木の高さは、何を基準に、車道から何センチメートルの高さに設定されているのでしょうか。

次に、区画線についてですが、夕方のテレビニュースで、山口県警においては、交通安全のために夕暮れどきの早めの前照灯の点灯を呼びかけている運動をされているとのことでした。夕暮れどきから夜間にかけて、道路を走行する際には、当然ながら前照灯が一番必要だと思います。しかしながら、その前照灯が照らすセンターラインや外側線などの区画線があるかないとでは、天と地の差ぐらい走行に違いがあります。

このことから、私は一般質問において、毎回のように区画線の復元の要望をしてまいりました。そのためなのかどうなのかはわかりませんが、多少の成果は上がってきていると思いますが、まだまだ市民の方々の交通安全を考えた場合、とても納得いく状況にはなっておりません。

また、道路パトロールを行われているとお聞きしておりますが、当然のことながら、既存の交差点の安全性についても点検されていると思います。しかしながら、不思議なことに住民の方々から、あの交差点は危ないからカーブミラーを設置してもらいたいなど、要望が多々あります。私を介した要望を現地確認の際に職員に伝えると、自治会から要望書を提出してくれないと前に進まない、予算がないといった回答が必ずといっていいほど返ってきます。本来、市民の安全確保は、行政サイドが主体となって押し進めるべきものであると思いますが、なぜか要望しないと何もしてもらえないというありさまです。

そこでお尋ねいたしますが、まず、執行部の皆さんは現状をどのように思われているのでしょうか。

2点目に、一体いつになったら市民の安全が守れるような行政ができるのでしょうか。

これまで、いつも返ってくる答弁は、予算が、というようにとれるような答弁が返って

きますが、市民は税金を払いながら命を守ってもらえない、これほど情けないことはありません。

最後に、今後どのように市民が安全に安心して住めるまちづくりを進めていかれようとしておられるのか。

以上3点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員のお尋ねの道路の維持管理についての2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、街路樹の落ち葉の清掃についてです。

落ち葉の清掃と道路の清掃については、日ごろより地域の多くの皆様の清掃活動により、快適な道路環境が保たれていることに際し、改めて感謝を申し上げます。

防府市では現在、道路課の直営作業員で、エンジンプロアやパッカー車を使いまして、街路樹の落ち葉の清掃等を行っておりますが、まちじゅうの歩道等の落ち葉の清掃につきましては、地域の皆様の御協力もいただいている状況でございます。

このような清掃をされている地域の方々に、掃除道具やごみ袋等を提供できないかとの御提案でございますが、現在、清掃道具やごみ袋を提供する制度はございませんが、他市の状況も調査しながら、議員御提案のことについて、御要望にお応えできるかどうか検討してまいりたいと考えております。

また、街路樹による歩道の段差につきましては、現在、危険な箇所から順次、段差解消の工事を行い、危険解消を図っておりますので、十分じゃないかもしれませんが、御理解いただきますようお願いしたいと思います。

また、低木の高さについてでございます。

本市では、ドライバーから低学年の児童でも視認——目でわかるように、低木の樹高——木の高さについては、おおむね70センチメートルを目安に、年二、三回の剪定を行っております。

しかしながら、交通安全に支障を来す場合や、車両または歩行者の通行の妨げになる箇所については、緊急的にも対応をしているところでございます。

次に、区画線の復元についてです。

通学路をはじめといたしまして、私は、市民の皆様の安心・安全の確保のためには、通学路はじめ道路の維持管理は大変重要であると考えております。日常の道路パトロールや職員の現場への行き帰り及び市民の皆様の協力もいただきながら、薄くなった箇所の発見

にも努めているところでございます。

こうして、市道のうち市の管理する区画線につきましては、早期に復旧するように努めておりますけれども、交差点内の横断歩道、停止線等につきましては、県の公安委員会のほうで対応となりますので、県の公安委員会のほうにこれまでも要望してきております。引き続き、しっかりと要望していきたいと思っております。

また、カーブミラーの設置につきましては、議員からいろいろ御指摘ありましたけれども、地元からの要望を受けまして、しっかりと現地を確認した上で行っており、今後もしっかりと要望を受けて、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

今後とも、区画線等の交通施設の適正な維持管理に努めて、市民の安心・安全に努めていきたいと思っております。

厳しい財政状況ではございますけれども、道路の異常の早期発見に努め、補修工事を行うとともに、今後も市民の皆様の安心・安全を第一と考え、安心できるまちづくりに向け、道路環境の改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、熊手やごみ袋などの提供については、他市の状況も見ながらということですが、これは本市を見てください。本市の状況を見て判断をしてください。

次の、歩道部分の段差については今後ということですが、これまでも今、白銀からナフコの区間ですかね、JRの高架下の、あの区間については、非常にきれいにさせていただいているというふうに思います。あれというのは、今生えている高木の根っこが出たところを、道路をはぐって、例えば根っこを切るとかそういう作業になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおりでございます。ただ、切り方によっては木が枯れてしまったりとか、そういったことございますので、そこら辺を注意しながら作業をしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 例えば根っこを切った場合に、例えば台風などが来たときに、その木が倒れやすくなるとか、そういったことはないのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

横に張る根もございますけども、下に張る根もございますので、そこら辺は、多少の影響はあるかと思いますが、そこまでの影響はないものというふうに理解しております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 今後はどこを——順次やっていくような形になると思うんですが、どういった順序でやっていくのか、今わかれば教えていただけますか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 現在、担当課と協議しております中で、一番、多分議員さんもお気づきだと思いますけども、駅南町のインターロッキングブロックのところ相当地ぼこぼこになっていると思いますので、そこを早急にやっという事で計画をいたしております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、低木の高さなんですが、私、地元の自由ヶ丘のほうで環境ボランティアというものに所属させていただいておるんですが、大体50センチメートルから70センチメートルに合わせておるんです。というのが、やっぱり出入り口付近はかなり低くしないと見づらいねということで、これぜひ参考にさせていただきたいんですが、もちろん緑を多く見せることも大切かもしれませんが、まずは道路である以上、安全確保が一番というふうに考えております。

今回剪定に至るまで、私の見たところでは、特に佐波小学校、あの前の通りなんかは、私の顔ぐらいまでもう——あれ、アベリアですかね——私の顔ぐらいまであって、子どもたちは完全に隠れております。通学路ですよ。年に二、三回とおっしゃられましたが、これは、じゃあ昨年度で言えば、いつ、いつ、いつに実施されたのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 時期については、今、手元に資料ございませんので確認できておりません。議員、佐波小学校とおっしゃいましたですかね、アベリアでございますけれども、現状相当低いので、真四角にきれいに剪定してあると思いますが。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 私がこの質問を提出してから切られましたので、その前の話をしとるんです。その前は私の顔のところまであったということです。

切る基準というのは、切ったところが子どもたちの頭が、ちゃんと体が見えるように切

っておるのか、それとも伸び切った部分が伸び切ったときにそういう状況であるのか、どういった基準で切っているのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） おおむねと、70センチメートル以下と申しましたけども、あくまでも——いわゆる車からその歩道を歩いている方が確認できる、歩道を歩いている方が車を確認できるということが基本になっておりますので、そういった感じでございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 車目線で、また自転車の方、また子どもたちの目線で今後しっかり取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

そして、区画線なんですけど、今年度かなり予算が減っておりますが、以前委員会でお伺いしたんですが、再度お伺いいたします。

これ、予算が減っているということは、この区画線は今年度で全部引き終わるといふことでよろしいですね。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 区画線等につきましても、これ市内全部を引き終わるといふことは到底できるものではございません。必要な、いわゆる市民の安全・安心に資する、必要なところを中心に、まずは通学路からというふうなことで予算を割いております。そちらを優先してやってまいりたいというふうに考えております。

必要に応じて順次ということになっておりますので、今しばらくお時間をいただくようになるかとは思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 私が議員になってからこう質問して、毎回ここで平行線みたいな形になるんですが、通学路の安全確保、昨日の一般質問の市長答弁の中にも、通学路の安全確保、整備は最重要課題だといふふうにおっしゃられたと記憶しております。大変ありがたいことですが、では、今、通学路と思われるところにカラー舗装等々していただいて、大変これもありがたいんですが、そのまま自宅に帰られる子どもたちというのは、途中でどンドン枝分かれしていくわけですね。そうするとどンドン人数も少なくなっていくって、遠方から来ている子は1人で帰るような状況になるわけですね。そこに区画線が引かれていないんですよ。ここは対象になっていないということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） カラー舗装のお話が出ましたけども、カラー舗装を議会からの御要望もあり、始めましたときに、小学校の何百メートルでしたか、500メートル半径でしたか、そういった半径でやり始め、そのうち中学校も同じような半径でやり始め、今はそれをだんだん外に広げつつあるということで外に延びていっておるところでございますので、今しばらくお時間いただくように、御理解いただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） カラー舗装は大変ありがたいんですが、カラー舗装の話ではなく区画線、本来あるべき、これ必要なところはおっしゃられておりますが、これは必要だからもともと引いてあったんじゃないでしょうか。ただ、このやりとりをいつまでもしたって解決しませんので、少し私なりにちょっと提案をしたいのですが。

例えば、市内全域を5分割ぐらいにして、それを5年程度の年次計画によって順次整備をしていくことはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 私ども、市が管理する道路というのを市道ということになるわけでございますが、その延長といいますのは非常に長いものがございます。市道認定のときに答弁にあったかどうか分かりませんが600キロメートルとか700キロメートルとか、そういう感じでございますので、そのうち新しい宅地開発とか、そういうところは結構まともにできておりますけども、古くからある市道については、そういった議員が御指摘のところも多いわけでございます。

ただ、それにしても非常に長い延長がございますので、一概に5年間で目標立ててということが出来るかどうかというの、今ちょっと即答はできないところでございますので、御理解賜ればというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） いずれにしても、何もしなければ市民の安全・安心は守れませんので、しっかりと検討課題に入れていただいて、できる整備を自分たちで考えてきちんとやっていただきたい、そのことを申し上げます。

それと、道路パトロールなんですが、街路樹の剪定の時期にしてもそうなんですが、今の状況を見る限り、どのようなパトロールをしておるのか。私が言った市道の両脇にサツキやツツジ、それとアベリアなんかあるところは、もうほぼメイン道路だというふうに認識しておりますが、そういったところの剪定ですら本当に危険な状況にならないとできな

い、これは一体どういうパトロールをされているのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 大変申しわけございません。

パトロールをして、気づいてすぐに対応できるものは対応しておりますし、なかなか手が回らないところもございます。

緊急に対応できる場所は、今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 緊急にとおっしゃられますが、その緊急を見つけるためにパトロールをされているのではないかと思います。それが今機能していないということです。

もう最後になりますが、これ今、市道の話で、防府市の一般質問ですので市道の話ばかりしておりますが、今挙げたところ、街路樹の根っこの段差にしても、横断歩道、停止線等々にしても、今、県が管理している県道の区画線も異常としか言いようのない状況であります。県の公安委員会が所管している横断歩道や停止線なども、先ほど言いましたように同様です。早急に対処を県にお願いしていただくよう要望して、この項の質問を終わります。

続いて、防府市三世代同居定住促進事業補助金についてお伺いいたします。

前市長の時代には、市内の持ち家、住宅に居住している市民が補助対象となっておりますでしたが、市長が変わったとたん、補助対象者が市民から、山口県の設けている三世代同居支援事業と同様に、市外から編入し新たに三世代同居を始めるもの、いわゆる移住者のみが補助対象者に変更されております。このことは、市民には三世代同居は推進しませんので、核家族にでもどうぞご自由にしてくださいということなのではないでしょうか。

このような変更は、市民税などをきちっと納税されている市民に対し、大変理不尽なものであるとしか言いようがありません。

そこで、お尋ねいたします。

まず、1点目に、国をはじめ多くの市町村でこの三世代同居を促進する補助制度が設けられておりますが、この理由あるいはこの効果はどのようなものが期待できると思われませんか。

2点目に、これまでは当然のように市民が補助対象者であったものが、なぜ突然県の条例と同様に移住者のみが補助対象者となったのでしょうか。

なお、住宅リフォーム助成事業があるのでという理由は、補助金の限度額が違うことから回答になっていないので、先に申し上げておきます。

3点目に、このような個人の住宅に関する補助制度としては、前項の住宅リフォーム助成事業、防府市住宅・建築物耐震化促進事業などが挙げられると思いますが、なぜ三世代同居支援事業だけが補助対象者を変更されたのか。

4点目に、市政は誰のために行うのか、いま一度再確認の上からお尋ねいたします。

以上、4点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 防府市三世代同居定住促進事業補助金についてお答えいたします。

1点目の、多くの自治体で実施されている防府市三世代同居定住促進事業と同様の事業について、どのような効果が期待できるかとの御質問です。

県内他市町の状況についてはございますが、お互いに支え合いながら生活する三世代家族の持つ家庭内教育力の向上や、子育て支援の効果を期待して事業を実施しておられる自治体がございます一方、U J I ターンのための支援や、U J I ターンに伴い三世代同居・近居を開始される場合には加算措置をするなどして、事業を実施しておられるところが多くございます。

これは、三世代家族のきずなの再生を期待しておられることも伺えるところでございますが、その趣旨は、本市と同様に市外にお住まいの方への各市町への還流・移住の促進であると認識いたしております。

2点目は、なぜ、今年度から補助対象者が市外からの移住者に限られたのかとの御質問でございます。

平成28年度から実施の本市の防府市三世代同居支援事業につきましては、一定の資力のある方へのさらなる個人資産の形成を後押しする事業ではないか、また市民それぞれの事情により三世代家族を形成したくてもできない方もおられるのではないかと御指摘も多くあった中、山口県におかれまして、従前のやまぐち三世代同居・近居住宅支援事業を、住民の還流・移住を促す、ふるさと子育て住まい補助金へと見直されたことも踏まえ、本市におきましても同様に見直したうえで、山口県との相乗効果を図るものとしたものでございます。

3点目は、従前の防府市三世代同居支援事業だけ補助対象者を変更したのはなぜかとの御質問でございます。

議員御案内の住宅リフォーム助成事業は、市内事業者等への振興を図ることを趣旨としております。また、防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金は、既存住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進することを趣旨とした事業

でございます。各事業の一面を見れば、住宅に関する補助制度という共通の側面もございますが、それぞれの事業にはそれぞれの目的がございます、異なるものがございますので、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

最後に、このたび御質問の防府市三世代同居定住促進事業につきましては、基本的には、市内にお住まいの市民の方に市外からの親族を迎えていただくこと、そしてその際、新たに三世代家族を形成していただくことを期待した事業でございますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） それでは再質問させていただきます。

聞き漏らしていたら済みませんが、移住をしてもらうこと、防府市のほうに住んでもらうことを目的とした、それはわかります。理解できておるんですが、もう少し効果というか、何を期待して、その先ですね、移住をされた先に、じゃあ防府市としてどういうふうには有益に働くのか、そういったところ、もうちょっと具体的に示していただけますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 先ほどの答弁にもちょっと触れましたけども、要は、いわゆるU J Iターンによる、いわゆる県内の方もいらっしゃるし県外の方もいらっしゃいますけども、その方に防府市にお住まいいただくことによって、いわゆる人口を増やしたいというのが、生々しい話になって申しわけないんですが、そういったことでございます。

他の市町におけるそういう事業もそういったことを期待してのものというふうに理解しております。それによって、ここまで言っているのかわかりませんが、税収も増えていきますし、それによって一つの、人が密集して住んでいただけるのであれば、それがまちなかであれば、それがつながっていくことで、一つのまちの形成につながって資するものだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 今の生々しい部分のことは理解しておるんですが、じゃあ、税収が増えました、人口が増えました、じゃあその先は何が防府市にとって有益に働くのでしょうか。これだけ予算をかけて、じゃあ移住していただきました、じゃあどのぐらいの方が移住して一体どれだけ有益に、防府市にとって働いたか、そこまで検証できているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） さらに生々しい話になって申しわけないんですが、いわゆるそこに、防府市にお住まいになっていただいて、50万円ですかね、補助を出させていただいてお住まいいただくと、じゃあ1年2年で家建てられて逃げていかれるわけがないわけで、ずっとそこに、その世代がおられる間はずっとそこにお住まいいただくわけでございます。そこには、その家の固定資産税も含め、市県民税も含めいただくわけでございます。それが、ひいては防府市のまちづくりの財源にもなっていくわけでございます。その積み重ねで市政というものはあるものというふうに考えておりますので、その一部というふうに考えていただければというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 三世代同居を促していくことには私は賛成です。

といいますのも、やはり、親が子どもを見る、子が親を見る、おじいちゃんおばあちゃんが孫を見る、そういったことで福祉予算の軽減も図れるのではないかというふうに思うのですが、ただ、そういった観点から見ても、なぜ税金を納めている市民だけが対象外にされなきゃいけないのか。これは対象にするべきじゃないですか。市長、どうですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） UJIターンの関係でなぜかということでありましたけれど、まず、それは人口が減少する中で防府市の人口を増やしたいということも、先ほど部長が申しあげましたけれども、やっぱり地域の担い手というか、地域づくりにも人材が要りますので、そうした観点から防府市のまちが各地域、周辺もありますけど、そういったところがこれからも活性化するために必要だというふうに考えて施策を講じているところでございます。

なぜ、今、議員のほうから防府市民を対象外にしたかということございますけれども、施策にはそれぞれの目的がございます。

この施策については、先ほど申しあげましたように外から、市外からの方を招き入れようという施策でございますので、そうした観点で御理解いただければと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） それであれば、市内に今住んでおられる方々もぜひ対象にさせていただいて、福祉予算の軽減等、また三世代において教育環境を整えるなど、これについても促進していただきますよう要望しておきます。

この項の質問については、以上で終わります。

それでは、最後に広報媒体のあり方について。

私は、このたびと同様の質問を平成26年第4回定例会でもさせていただきました。当時の内容に触れさせていただきますと、これまでの定期的な情報伝達の媒体のあり方は、市、県、関係団体などから市内の各世帯に情報を伝達する手段として、印刷物、すなわち紙媒体で各世帯へ配布されているが、市広報ほうふ、議会だよりは防府市のホームページで、県広報紙ふれあい山口は山口県のホームページ、社協だより防府は防府市社会福祉協会のホームページで閲覧できる状況にありました。また、ケーブルテレビ等での番組、個別のチラシやポスターなどでお知らせもなされておりました。これらのことを踏まえて、これまでどおり印刷物での配布を希望される世帯とホームページでの閲覧を希望される世帯の世帯数を確認していただき、どちらかの選択制にすることはできないかという質問をいたしました。この質問の大きな意図として、印刷物の経費削減やより一層のごみの減量化、また、各自治体における各世帯への配布物の手間等の軽減にもつながることは明白と思ったからです。当時の松浦市長の答弁を少し紹介しますと、インターネットやスマートフォンの活用など、近年のITの進展は目覚ましいものがありまして、若い人を中心に電子媒体での情報収集が進んでいる。近い将来、これが紙媒体にとってかわる時代も来るかなとは推測するが、現時点におきましては、市広報などの配布を選択制にすることは考えておりませんとの答弁でした。

しかしながら突然、皆さん御存じのとおり、このたび市広報ほうふを時間、場所を問わず、より身近に気軽に御利用いただくため、スマートフォン向けアプリ、マチイロが開始されました。このアプリでの配信は本市における自治の最高規範である防府市自治基本条例からして、うそ偽りのない、現代に合ったすばらしい情報媒体のあり方と思いますが、一方では、紙媒体で市内の各世帯へ配布されております。

そこでお伺いいたしますが、これまでどおり印刷物での配布を希望される世帯と、スマートフォンあるいはホームページでの閲覧を希望される世帯の世帯数を確認していただき、どちらかの選択制にすることはできないでしょうか。財政の健全化を掲げられております市長であれば御理解いただけると期待して、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 広報媒体についての御質問にお答えいたします。

市広報ほうふは、市民の皆様への最も身近な広報媒体でありますと同時に、本市の市政情報をしっかりと発信する重要な広報媒体と位置づけ、その充実に努めてきたところでございます。この市広報ほうふは、紙媒体での配布のほか、市公式ホームページや電子書籍ポータルサイトやマグチイーブックスなど、電子媒体への掲載も行ってまいりました。また、議員御案内のとおり、本年4月からは、スマートフォン向けアプリ、マチイロでの配

信を開始し、電子媒体での発信をさらに強化したところでございます。

こうした中、市広報について、世帯ごとに紙媒体と電子媒体いずれかが選べる選択制にすることはできないかとお尋ねでございます。スマートフォンアプリでの配信など、電子媒体への掲載も進んでおりますが、市広報の役割につきましては、市政情報を確実に伝達することが第一と考えております。このため、これまでどおり紙媒体での配布に加え、電子媒体での配信をあわせて行うことにより、市政情報を市民の皆様へ確実にお届けできるよう取り組んでまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 市民の皆様幅広くきちんと伝えたいという姿勢は本当にありがたいことだというふうに思っております。ですから、私が言っているのは、伝えるなどということではないのです。選択制にしてはいかがか、御本人が、これいいよと、市広報は配らなくて、ごみの減量化につなげてくださいますと、私はこのマチイロで確認しますからというふうにおっしゃられれば、そこは配る必要はないのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、市政情報を確実に市民の皆様へお届けするということが第一と考えております。したがって、選択制ということではなしに、まずは紙媒体での配布をしっかりとしますと。加えて電子媒体での配布で確実にお届けできるということもこれからも続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） まずは紙媒体を長年続けているわけですね。その上で、アンケート調査もしていただいておりますが、じゃあ、そのアンケート調査の結果を教えてくださいませんか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） アンケート調査、昨年9月に実施しておりますけれども、その設問の中には、配布方法についてどうするかということをお尋ねしたものはございません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 市広報を読んでおられるかどうかという確認なのかな、そう

いった確認でよろしいでしょうか。

では、アンケート内容はどのような内容か教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） アンケート内容については、市広報、市政情報をどのような方法で入手しているか。それから、市広報の回数については何回が適当か。あるいは、市広報の中でどのような情報を充実してほしいか。そういったような設問を問うております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○2番（和田 敏明君） それを無作為抽出で何世帯に配布して、何%返ってきたか、わかりますか。

濟いません。前もって言うておけばよかったんですが、急に数字を聞いたもので、それは難しいかと思われませんが、私の周りの方だけでいえば、ほとんど市広報は必要ないよという方が多くおられます。しかし、やっぱり市としては、できるだけ多くの情報をしっかりと市民に確認していただきたい。その姿勢は大切だというふうに考えておりますが、一方ではごみの減量化も推進されておるわけですね。そういった観点から見ても、明らかに必要ないですよとおっしゃられる方に配布する必要があるのかということなんですが、これ、税金であるから皆さんできるんですよ。これ自分の財布から出すと思ってください。できますか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私のほうから御答弁させていただきます。先ほどから部長が答弁しておりますように、市の広報は市政情報を確実に伝達したいということでございます。今回も防災のことを来月号特集いたしますけれども、それが目的でございます。それから、個人ごとにとございましたけれど、市の広報は世帯ごとにお配りさせていただいております。先ほどからありましたように、三世帯同居の場合であっても、若い人たちはスマホでいいかもしれませんが、高齢者の方は紙ベースが要るということでございますので、それとまた、きのうの議員からもありましたけれども、自治会の方が配る手間が大変だというようなこともございました。そのニーズをとってこの家には配る、配らないということとはもっと負荷をかけることになります。いずれにいたしましても、私といたしましては、市政情報を確実に伝達するというのが市としての役割だと思っております。

それから、先ほど議員のほうから、市の広報は要らないというような意見が多いということでございましたけれども、それにつきましては、しっかりと改善して、市の広報が待

ち遠しいというふうになるように、これからも改善に努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） アンケートの結果でございます。濟いません、手元にちょっと資料がございませんでしたので。アンケートにつきましては、昨年、18歳以上の市民を対象に1,500人を無作為抽出をして実施しております。回答は約600人と、回答率は約4割ということで実施しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 和田議員。

○22番（和田 敏明君） 市長から熱い思いも伝わっておりますが、何度も言っておりますが、市広報を配るなど言っておるわけではございません。紙媒体で必要な方には紙媒体で今までどおり配布させていただいて、そうでない方は、いいよマチイロで見るとか、ホームページで見るとかという方については、そこは選択させてあげたらどうかということです。自治会の手間という話が出ましたが、私も班長等々やって配っておりますが、よその地域はわかりませんが、大体10世帯ぐらいです。そのうちの1軒2軒がここ要らないよって言っても全然苦にならないと思うんですが、それよりは、ごみの減量化に協力してくださいといえば、配る側の意識も変わってくるんじゃないかというふうにも考えますので、まずは、どうかというところを確認していただく作業をする、そういったところから始めていただくことを要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、22番、和田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、15番、清水力志議員。

〔15番 清水 力志君 登壇〕

○15番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしく願いいたします。

それでは最初の質問、住民基本台帳の閲覧について御質問をさせていただきます。

住民基本台帳の閲覧制度の目的は、住民の居住関係を公的に証明する資料であり、住民の権利を確認するために公開するものとされております。改正される前の住民基本台帳法第11条第1項では、何人でも個人の住所、氏名、生年月日、性別の4つの情報を閲覧請求することができる定められており、誰でも申請をすれば閲覧をすることができました。

しかしながら、この閲覧制度を悪用し、母子家庭を狙い、女子中学生に暴行を働いた事件が発生するなど、悪用事例や不信事例が問題とされ、また、社会情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化などから住民基本台帳法が一部改正され、閲覧制度が変更となり現在に至っております。そこで、質問をさせていただきます。

1点目の質問は、防府市のホームページによりますと、住民基本台帳法の一部が改正され、平成18年11月1日から閲覧制度が変更となり、閲覧できる場合が限定され現在に至っておりますが、その閲覧できる場合とはどのようなものなのかお伺いたします。

2点目の質問は、昨年度、つまり平成30年度の閲覧の状況をお聞かせ願います。

3点目の質問は、自衛隊山口地方協力本部は、自衛官募集に使うため、18歳となる住民の住所、氏名、生年月日、性別が書かれた名簿の提出を自治体に求めています、防府市の対応はどのようにされているのでしょうか。

以上、3点、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 15番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の住民基本台帳の閲覧についての3点の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成18年11月1日の住民基本台帳法の改正に伴いまして、それまで住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、何人でも閲覧を請求できるという原則公開であったものが、法の改正後は、公用・公益性が高いと認められた場合のみに閲覧が可能となる原則非公開とした制度に改められました。

まず、1点目の閲覧できる場合についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、住民基本台帳の閲覧は原則非公開ですが、住民基本台帳法第11条に規定する、国または地方公共団体の機関から、法令の定める事務の遂行のために必要である場合には閲覧の請求ができるとされております。また、同法の第11条の2におきましては、個人、法人の申し出であっても、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公共性が高いと認められるもの、また公共団体が行います地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの、次に、営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市長が定めるもの、この3つが請求できるというふうに示されております。

次に、2点目の平成30年度におきます閲覧状況についてでございます。住民基本台帳法第11条に関する国または地方公共団体の請求によるものが1件、第11条の2に関する個人または法人等の申し出によるものが25件となっております。なお、住民基本台帳

法第11条第3項及び第11条の2第12項に基づきまして、市町村長には閲覧の状況を公表することが義務づけられておりますので、市のホームページにおいて公表しているところでございます。

最後に、3点目の自衛官募集のため名簿の提出を求めているが、本市の対応はどのようにしているかについてです。本市におきましては、自衛隊山口地方協力本部が募集に必要とされます住民の住所、氏名、生年月日、性別のいわゆる4情報につきまして、紙媒体等での提出を求められておりましたので、住民基本台帳法に基づきます閲覧での対応としていただいております。このたび、議員御指摘のとおり、4情報の名簿について、防衛大臣及び自衛隊山口地方協力本部から紙媒体または電子媒体と限定され提出の求めがありました。このため、住民基本台帳法上の閲覧での対応ではなくなることから、求めに応じ名簿提供することが法令に照らし問題があるのかないのか、他市の状況も注視しながら、慎重に検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 御回答いただきました。それでは、再質問並びに関連した質問をさせていただきます。

例えば、ある人が何らかの理由で住所や名前を知られたくない、だから閲覧できないようにしてほしいと申し出があった場合、閲覧する台帳からその人の住所や名前などを閲覧することができないようにすることは可能でしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

DVやストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者につきましては、住民基本台帳事務における支援措置申出書による申し出がありましたら、閲覧台帳から除いております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 何らかの理由、それが先ほどお答えいただきましたDV、ストーカー行為、児童虐待やそれに準ずる行為など、ある特定の理由があれば可能であるということですが、それでは、閲覧できないようにするには、どのような手続をすればよろしいでしょうか、その方法を教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 議員お尋ねの手続につきまして、お答えいたします。

市役所市民課に住民基本台帳事務における支援措置申出書、先ほど申し上げました申出書のようですが、こちらの提出が必要になります。なお、この申出書の提出に当たりましては、警察署や配偶者暴力相談支援センターなどの公的機関において相談された上で、申出書にはその相談をされた公的機関の意見が必要となります。これによりまして、閲覧台帳から除くこととなります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 詳しい説明いただきましたので、大変よくわかりました。ありがとうございます。住民基本台帳は、市民の基本的な個人情報に掲載されており、台帳を見ればその人の家族構成などがある程度想像できます。台帳の閲覧に関しては、現在も厳重かつ慎重な管理や業務をされていると思われませんが、今後とも引き続き継続していただくようお願い申し上げます。

では、3点目の質問の御回答についてもう少し詳しくお伺いいたします。

先ほどの1点目の質問の御回答で、閲覧できる場合の中に、国または地方公共団体の機関が法令に定める遂行のために行う閲覧とございましたが、自衛隊による閲覧はこの項目に当てはまるものだと考えます。そこで質問ですが、聞くところによりますと、自衛隊より申し出があった場合、閲覧する対象年齢の男女を抽出した名簿をあらかじめ準備して閲覧に依拠しているという自治体もあるそうですが、防府市の場合はどうでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

本市の閲覧台帳は、住民基本台帳に記載されている事項のうち、住所、氏名、生年月日、及び性別の4情報を編成したものでございます。議員お尋ねの対象年齢や男女別などの部分抽出による名簿はございません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。自衛隊だからといって特にそんたくをしていることはないということはわかりました。

ところで、安倍首相は、ことし2月に行われました自民党大会の演説で、自衛隊の新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態がありますと発言され、そのことがテレビのニュースでも取り上げられ新聞の記事にもなりました。防衛省によりますと、2017年度全国1,741市区町村のうち、名簿を紙、もしくは電子媒体で提出したのは632の自治体で、全体の約36%です。都道府県の6割以上が

協力を拒否しているというのは、名簿を紙、もしくは電子媒体で提出していない約64%の自治体のことを指していると考えます。ところで質問ですが、防府市は、法令にのっとり、住民基本台帳の閲覧、そして市広報でも毎年、新規自衛官募集の案内を掲載されております。そのことを踏まえて、今まで協力を拒否していたという認識はありますでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

本市では、これまで法令にのっとり、住民基本台帳の閲覧をはじめといたしました自衛官募集事務への協力を行ってございまして、協力を拒否したという認識はございません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ありがとうございます。今、ちょっと私、新聞の記事持っているんですけど、2019年2月27日付、朝日新聞デジタル版で、自衛官募集に関する山口県内の自治体の名簿提出の実態についての記事がございます。ここでは、「法令にのっとりしている、協力を拒否している認識はない」と防府市の担当者のコメントが掲載されております。これは、前の担当者のコメントだというお話を聞きましたが、担当者が変わっても認識が変わっていないということがわかりました。それに、紙、もしくは電子媒体での提供に依拠している自治体は、確かに全体の約36%かもしれませんが、住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めている自治体を含めれば、約9割の自治体が協力している形となり、名簿提出や閲覧にも依拠していないのは全国1,741の自治体のうちわずか5つの自治体です。このことから、都道府県の6割以上が協力を拒否しているという主張は、明らかに事実と反していると申し上げておきます。

では、次の質問ですが、3点目の質問で、名簿を提出するかどうかは検討中とございましたが、なぜ検討をしているのか、その理由をお聞かせ願います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

議員御指摘のございました4情報の名簿について、紙媒体または電子媒体で提出するよう求められているところでございます。昨年度までは、紙媒体等での提供を求められていたことから、本市では閲覧による対応を行ってまいりましたが、このたび、紙媒体または電子媒体と限定した求め方に変更されているために、その名簿を提供することが法令に照らし合わせて問題ないのか、慎重に検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。先ほど、今まで協力を拒否したという認識はありますかという質問に対して、協力を拒否している認識はないという御回答がございました。そのような認識をお持ちであれば、名簿を提出するかどうか検討をする必要性は全くないのではないかと私は率直に思います。

では、自衛隊山口地方協力本部は、なぜ名簿を閲覧ではなく提出を求めているのでしょうか。なぜそのような限定した求め方をしているのでしょうか、わかっていることや考えられることがございましたら御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

市といたしまして、自衛隊山口地方協力本部の意向については承知してございません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 恐らくわからないという回答が返ってくると思いました。私が考えるに、閲覧といっても、当然それを書き写されると思います。数百人分の個人情報を書き写すわけですから、その作業が面倒で時間がかかる上、さらには間違えて書き写す可能性があるから、閲覧ではなく提出を求めているのではないかということが予想されます。だからといって、住所や氏名などを書き写すのが大変だから、名簿の提出に応じないのは協力とは言えないと、そういった理由で自治体の判断を踏みにじるようなことがあってはなりません。そして、先ほど御回答がございました、自衛隊山口地方協力本部からのこれまでの紙媒体等という要請から、去年の閲覧の後ぐらいに、紙媒体もしくは電子媒体で提供してほしいという求め方の内容が限定的になっているところ、これは、若者である新規自衛官の適齢者名簿を自治体から強制的に提出させようという本音が込められていると私は感じました。これも今の首相が執念を見せる日本国憲法第9条改憲の狙いの1つなのかという私の本音も申し上げておきます。

確かに、自衛隊法第97条第1項では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定しており、また、同法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときには、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提供を求めることができると規定しています。しかしながら、ただ規定しているだけであり、これらの法令について、防衛省からの要請に対して無条件で応じる義務が地方自治体に課せられているわけではありません。そして、地方自治体がそれに応じる義務がないこ

とは防衛省も認めております。

そもそも国と地方自治体は対等な立場でありますので、自衛官募集業務に関して、これらの法令に基づいて地方自治体がいかなる事務を行い、防衛大臣に対していかなる報告または資料提供を行うかは、日本国憲法に基づいて、地方自治体が独自に判断するものであり、それが地方自治の原則であります。そして、御回答にも検討していただいていたが、その検討における判断の中で、最も尊重しなければならないのは言うまでもなく日本国憲法第13条に定められている個人、つまり住民のプライバシーの権利なんです。この点から、自治体、外部組織に対して紙もしくは電子媒体での住民の名簿を提出することは、住民のプライバシーの権利を侵害するものであり、到底地方自治体がすべきことではありません。そして、このことは、情報提供を求める組織の性格や業務内容にかかわらず認められないというべきなんです。

以上のことを踏まえて、改めて質問をさせていただきます。

国民の個人情報保護に対する意識の高まりと防府市が地方自治と個人情報保護を重んじる意識、そして何より住民、すなわち防府市民の基本的な人権を守るという観点からも、自衛隊山口地方協力本部の名簿提出に応じるべきではない。いかなる自治体、外部組織であろうが市民の個人情報を職員の手により外に出すことは絶対にやめていただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、名簿を提供することが法令に照らし問題ないのか、他市の状況も注視しながら現在、慎重に検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。検討されるとのことですが、きょうの私の一般質問で申し上げた内容も、ぜひとも検討の中に入れていただきますよう要望を申し上げます。

自衛隊の存在についての考え方や立場の違いは、当然皆さんございます。しかしながら、自衛隊はこれまで日本国憲法のもとで1人も殺さず、また1人も戦死者を出しておりません。防府市が平和を目指し、平和を希求し、戦争への道に加担しないこと、戦争への道に逆行しないことを強く求めまして、最初の質問を終わらせていただきます。

続いての質問、学校業務支援員の配置について質問をさせていただきます。

平成31年3月議会の一般質問で、私は、小・中学校の教員の働き方改革について質問

をさせていただきました。そのときの教育長の御回答から、小学校教員の8人に1人、中学校教員の3人に1人が過労死ラインを超える月80時間以上の時間外勤務をしていること、その現状に対して、教育長は重く受けとめていること。教員の長時間勤務の改善の取り組みについて、教育委員会では、各学校に対して提出物の削減や調査物の簡略化を図り、各学校と連携を図りながらICT機器の利用等による業務の効率化に取り組んでおられること。1日の勤務時間の中で授業時間が小学校は4時間30分、中学校は5時間に対して教員が授業の準備に充てることができる時間はわずか1時間しかないこと。2020年度より、タブレット端末等を用いたプログラミング教育が始まり、そして小学校では外国語が教科となりますが、それに伴い、このときは教育長は明言をされておられませんでした。客観的に見ても明らかに教員の負担がさらに増えることなど、現在の小・中学校の教員の働き方についての現状が明らかになりました。私が教員の増員を要望したところ、教育長からは、国に対して申し入れをしているという御回答でありましたが、これもまた3月議会の一般質問で私が紹介をさせていただきました、昨年11月に行われました平成30年度防府市総合教育会議の議事録において、学校支援ボランティアとして、また教職員対象の教育相談をされている教育委員の方の切実な発言からわかるように、教育の現場は待ったなしであります。

ところで、山口県教育委員会が作成した、学校における働き方改革加速化プランについてですが、こちらも平成29年度から3年間で教員の時間外業務時間を30%削減することを目標とし、県と市と学校が同じ方向性で取り組めるように取り組みの柱や具体的内容が示されていると、このときも教育長より概要の説明がございました。その取り組みの柱や具体的な内容についてですが、持続可能な学校の指導、運営体制の構築や教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善、学校支援人材の活用の3つの柱とそれを具体化した13の取り組みを学校における働き方改革加速化プランでは設定しています。

そして、その3番目の柱である学校支援人材の活用の取り組みの中に、部活動指導員の配置と学校業務支援員の配置と記載されております。それに伴い、防府市では昨年現在10名の部活動指導員の配置をされております。

そこで質問をさせていただきます。防府市では昨年、教員の負担軽減のために部活動指導員を配置されましたが、教員室に常駐して、教員の簡単な業務を行う学校業務支援員の配置はできないでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 清水議員の学校業務支援員の配置についての御質問にお答えいたします。

議員お示しのとおり、本市においては、昨年度、教員にかわって生徒の指導や引率等を担うことのできる部活動指導員を8名配置いたしました。本年度は10名を配置し、さらなる教員の負担軽減を図っております。また、本市においては部活動指導員のほかに、授業において児童・生徒を支援し、教室等で教員の業務をサポートする学校支援員を小・中学校合わせて60名配置しております。この学校支援員は、学級経営、学習指導を進めていく上で、教員にとって欠かすことのできない大きな存在となっております。さらに、学校環境整備業務従事者を26校に2名ずつ計52名を配置しております。この学校環境整備業務従事者の業務内容は、花壇や樹木の手入れ、学校行事における会場設営の手伝い、ごみ処理、校舎内外の巡視、外来者の受付及び電話対応などです。県内他市の中にはこうした業務を教職員が担っているところもあります。

このように、部活動指導員、学校支援員、学校環境整備業務従事者を配置している本市の教職員に対するサポート体制は、他市と比べても高い水準にあります。こうした現状に加え、議員御指摘のとおり学校業務支援員も配置することは、教職員の負担軽減につながり、子どもたち一人ひとりに寄り添う時間を確保し、日々の教育活動をより効果的に進めていくことができると認識しておりますが、本市の厳しい財政状況と、こうしたさまざまな支援に適した人材確保の観点から、学校業務支援員の配置につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。

先ほどの回答の中にもちょっとあったと思うんですけど、この学校業務支援員の配置に当たり、先ほど財政面、そして人材面、こちらのほうで課題があると言われましたけれど、そのほかに課題があるとすれば、どういったことが考えられるでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、学校業務支援員の配置に当たりの課題ということで、先ほど御答弁の中にもちょっと課題を入れておったんですけど、今言われたように、財政状況とか、特に支援員に適した人材確保のことについては大きな課題であると考えております。そのほかにと言われましたが、ちょっと今のところその2つを大きな課題として捉

えております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。今後も、教育委員会におかれましては、あくまでも教員の増員が大前提でございますので、国に対して申し入れを継続して行っていただき、それにもう一度申し上げますけれど、教員の現場は待ったなしでございます。先ほど、学校支援員、これは授業に対することです。この学校環境整備業務従事者、こちらは、いわゆる教室の外というか、そういった形で支援される方ですけど、今度は、学校の先生の業務に関して支援していただける人材といいますか、この学校業務支援員の配置、こちららもぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに要望いたします。

ところで、3月議会の一般質問のときに、教員の働き方改革について、池田市長からは、保護者の方のニーズ、いろいろあつたりしますので、それをもって、一緒の理解を得ることが一番大切だと思いますという御意見をいただきまして、私も納得いたしました。確かに大切なことではございますが、それと同時に、教員の方や学校支援ボランティア、また教職員対象の教育相談をされている方などの教育現場のニーズも聞き入れていただきたいということも要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、2番、山本議員。

〔2番 山本 久江君 登壇〕

○2番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

第1点は、公契約条例の制定についてでございます。

2009年、平成21年に千葉県野田市が全国で初めて公契約条例を制定して以来、各地に条例制定の動きが広がっております。防府市議会におきましても、これまで、条例制定を求める一般質問が繰り返し行われ、私自身、これが3回目の質問になります。これまでの議会答弁は、国や県、あるいはほかの自治体の動向を注視しながら調査・研究していきたいということでしたが、今回改めて執行部の制定に向けての御見解をお尋ねするものでございます。

公契約は、御承知のように、国や自治体など公共機関が、民間企業や民間団体と公共工事やサービス委託などについて結ぶ契約でございます。公契約条例は、ILO——国際労働機関第94号条約に示された、この考え方に従って、その事業で働く労働者の賃金、あ

るいは労働条件を適正に定め、事業の質を確保することを契約者に求めるものでございます。

東京都多摩市では、2011年に条例が制定されておりますが、この内容を見ますと、労務報酬下限額を定めて、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化することを目指すと、こういうふうにパンフレットでも紹介されております。また、経営者にとっても公正な競争社会の確保のメリットがあると紹介がされております。2016年にマスコミ取材に対し、多摩市長は次のように述べておられます。

地域の産業を守るためには、働く人の労働環境を改善することが第一と考えた。地域経済も活性化し、そしてまた、そこで働く人の生活も安定していく、安全で安心でなおかつ品質も良く、そしてサービスもきちんと受けられる、そうした仕組みになっていかなければならない、この仕組みを強調されたわけでございます。だから、そこを大事にするために、公契約条例を定めようと考えたと、こういうふうに語っておられます。

全国に広がった条例では、賃金などの労働条件に加え、環境保全、地域振興、あるいは男女共同参画、また過労死防止などの社会的課題も含めた内容となっているものもございます。

今日、中小零細企業の人手不足への対策やあるいはまた労働者の処遇改善は、まさに待ったなしでありまして、また、自治体発注の仕事でいわゆるワーキングプアをつくってはなりません。公共工事設計労務単価、これは6年連続引き上げとはなっておりますが、なお低水準でありまして、引き上げがそのまま現場の労働者へ反映されているのか、賃金の伸びの鈍化が指摘されているところでございます。賃金の低さから、職人が定着をしない、技術の伝承という点でも課題があり、東京などと地方の地域間格差や大企業と中小企業との企業間格差が広がっております。

公共サービス基本法は、公共サービスは市民生活の基盤であり、権利であり、そこに従事する労働者の労働条件の確保や労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努める、こういうふうに法で定められてあります。公共サービスの安全と質の確保のためにも市民や労働者の声を聞きながら、公契約条例の制定に向け一歩踏み出していきたいというふうに考えますけれども、執行部の御見解をお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 2番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（竹末 忠巳君） それでは、御質問にお答えいたします。

国や地方自治体が発注する公共工事や業務委託に従事する者の適正な労働条件等を確保

することを目的とした公契約条例の制定につきましては、これまでも何度か一般質問でお尋ねをいただいております。前回一般質問がありましたのは、平成28年の12月議会でしたが、それ以降の県内での公契約に関する動きといたしましては、宇部市さんが平成30年4月に適正な労働環境の整備などをうたった建設工事に関する公契約指針を制定されておられるにとどまっております。

また、国におかれましては、賃金等の労働条件は関係法令に反しない限りにおいて労使が自主的に決定するものであるという慎重な立場をとられております。

本市といたしましては、公共工事の品質を確保し労働環境の改善にも資するよう、平成21年度に最低制限価格制度を試行により導入し、平成26年度からは防府市建設工事最低制限価格制度実施要領に基づき、設計金額が500万円以上の工事のうち、対象となる工事について最低制限価格制度を本格的に実施して、ダンピング受注の防止を図っております。また、今年度からは最低制限基準価格から2%下回る額を入札書比較最低制限価格とする算出方法を廃止する制度改正も行ったところでございます。

働き方改革が進む中で、労働条件や賃金水準の向上が大変重要な課題であることは言うまでもありません。今後も引き続き労働環境の整備につながるよう、しっかりと対応してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

全国的にも、公契約は自治体が民間企業や民間団体に委託することが増えておりまして、拡大し続けております。そうした中で、公務における正規職員の削減、あるいは公共事業のコストダウンが図られて、一方で人件費の安い非正規労働者への依存、あるいはまた、民間企業の過当競争が進んでいく。結果として、民間企業の経営悪化と労働者の賃金、あるいはまた、労働条件の著しい低下がもたらされていると言われております。また、公共工事の見積もりをつくる際の賃金の基準となる設計労務単価は、先ほども申し上げましたように、2012年以降増えてきておりますが、現場労働者にその分届いているのかといえばそうではないという、こういう状況が生まれております。

昨年9月でしたか、一般社団法人日本建設業連合会が労務費見積り尊重宣言、こういう宣言を出されましたけれども、ここには次のように述べられております。長い文章なので要約いたしますと、設計労務単価は6年連続引き上げとなったが、全産業労働者平均という目標には2割以上の引き上げが必要である。公共工事設計労務単価の上昇率の推移などを見ると、最近、賃金の伸びの鈍化がうかがえると、こういうふうに書かれてあります。そして、そのような中、国が建設業関係4団体に対して、建設業の担い手の給与引き上げ

を目に見える形で進めてほしいと、こういうふうに要請したことも触れられております。市において、どのような状況なのか、公契約における賃金、労働環境の実態把握やまた公契約条例に対する意識調査など、アンケートや意見聴取を実施していただきたいと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（竹末 忠巳君） 労働条件や先進地事例のアンケートや調査ができないかとの御質問にお答えをいたします。

国が設定する公共工事における設計に係る労務単価は、ただいま御紹介もありましたように、平成9年度以降下落をいたしまして、平成24年度までずっと低迷をしておりました。しかしながら、その後は改善が図られまして、毎年引き上げられてきておまして、ことし3月に発表された新労務単価は、平成9年度以降で最高の水準となっております。現状では、この公共工事設計労務単価が一時期の低水準を脱していることから、賃金受給の実態などに係る市独自のアンケート等は今のところは実施する予定はございませんけれども、厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査の結果など、参考となり活用できる調査等もございますので、それらに十分注意を払うとともに、宇部市や公契約条例を制定した近隣自治体へも聞き取りを行うなど、情報収集に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 現場の働いている人たちの賃金状況、労働条件がどういうふうになっているかというのをしっかりと今後つかんでいかなくちゃいけないと思うんです。

もう一つ質問させていただきますが、公契約条例は、執行部の見解は過去の御答弁と同様に消極的なものでございましたけれども、全国的には広がりを見せております。日本弁護士連合会が公契約法、公契約条例の制定を求めて活動されておりますけれども、その宣伝物を見ますと、官製ワーキングプアをなくし、生活賃金を、そして、公共サービスの質の向上、さらに適正な競争で地域経済の活性化を、こういうふうに述べておられまして、条例化によって、業者にとっても、労働者にとっても、市民にとっても、さらに行政にとってもいいと、地域の経済の活性化という好循環をもたらすと、こういうことが指摘されています。こうした中で、地方議会のほうでは、国に対して公契約法などの制定を求める意見書の採択がこの間ずっと進んでまいりました。もちろん、山口県議会も、そして防府市議会も、採択をしているわけですが、公契約に関する基本法を求めるこうした大きな動きがございます。

また、平成22年には全国市長会の重点提言事項として、公共事業の充実に関する提言・要望の中で、公契約において適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針などを策定すること、こういう提言もなされているところでございます。しかし、先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、国においてはなかなか進まないのが現状です。国に対し、公契約法の制定を求めて要望を行っていただきたいと思いますが、池田市長の御見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成22年度の全国市長会の全国市長会議におきましては、公共事業に関する提言・要望として、公契約法に関する基本方針等の策定を求める提言がなされておきまして、またその後2年——平成24年度までは同様の提言・要望がなされておるところでございます。しかしその後は、この提言・要望にかえまして、より具体的に実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなどの必要な措置を求める具体的な提言に変わってきております。市といたしましては、労働条件の改善ということは大変重要なことだと思っておりますので、その方向で提言・要望を行ってまいれるよう、引き続きしっかりと対応していきたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 市長会の中でも、ぜひ議論を進めていただきたいというふうに感じております。優秀な労働者の確保、育成というのは、業界にとってもまさに死活問題であろうと思っております。とりわけ建設労働者が減少している現状でありまして、適正な賃金の確保が問われております。労働者にとっても、また事業者にとっても、市民や行政にとってもいいという、この好循環をもたらす公契約条例の制定が私は必要だというふうに感じております。防府市は、これから庁舎建設という、総事業費100億円を超えるような大型事業に取り組んでまいります。現状においても、市が契約している事業で働く労働者の賃金は決して高いものではありません。地域経済の活性化にもつながる公契約条例の制定を今後とも追及していただくことを強く要望いたしまして、この項は終わりとさせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） ここで少し早いですが、昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1 時 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。2番、山本議員の2項目めからの質問を再開させていただきます。2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） それでは、質問の2点目に入りたいと思います。国民健康保険制度についてお伺いをいたします。

最初に、子どもの数に応じてかかる均等割額について、県内13市でも高い状況であり、子育て世帯の負担軽減を図るため保険料の減免ができないかどうか、お尋ねをいたします。

市民の約5分の1が加入する国民健康保険制度、高齢者の方、非正規労働者、無職の人たちが多く加入している健康保険でございます。市が発行している平成30年度国保・年金のあゆみを見てみますと、所得150万円以下の世帯が約76%と、4分の3を占めます。全国の2016年度の国保加入世帯の年間平均所得を見ましても138万円と、被用者保険に比べてかなり低い水準にあります。にもかかわらず、保険料は被用者保険に比べて非常に高い保険料となっているのが特徴です。

多くの国保加入者から、保険料が高過ぎるので引き下げてほしいと要望が出されております。今回、議会が行いました議会報告会でも意見が出されたところでございます。

ほかの健康保険と比べ、この国民健康保険料を押し上げている理由の一つに、国保には世帯人数に応じてかかる均等割、それから各世帯に定額でかかる平等割があることです。子どもが生まれたら途端に1人分の均等割がかかる。まさに人頭税とも言うべきもので、ほかの健康保険にはない仕組みでございます。

3月議会で執行部よりいただきました資料を見ますと、大人2人、子ども2人の世帯で、給与収入232万円、所得144万4,000円の例が出ておりましたが、この場合、何と23万7,190円、収入の1割を超える保険料となっております。ほかの健康保険にはない子育て支援に逆行するこの均等割は、防府市の場合、県内でも高い状況が続いております。

今、この子どもの数に応じてかかる均等割を独自に減免する自治体が増えてまいりました。

例えば石川県加賀市では、均等割額の2分の1を減免することにより子育て世帯の負担軽減を図るとしてしています。その理由として、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなる仕組みとなっており、国民健康保険においても子育てに係る経済的負担の軽減が必要との、こうした見解が述べられております。

第2子や、あるいは第3子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減免、こういう場

合や、所得制限を設けて対象を大学生の世代まで広げる自治体もございます。

各自治体、いろいろ工夫して取り組んでおられます。防府市においても均等割額の減免ができないかどうか、お尋ねをいたします。

2点目として、国に対し、抜本的な公費投入増による保険料引き下げを求めていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

全国知事会は、2014年、国保に公費を1兆円投入することで、国民健康保険料を協会けんぽ並みの負担率にすることを国に要求し、国保の都道府県化が実施された2018年以後も、引き続き国定率負担の引き上げを求めております。

一方、全国市長会は、平成31年度、国の施策及び予算に関する重点提言を昨年11月に行い、次のような提言を行っております。国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実行ある措置を講じることとしております。

被保険者の所得水準が低く、保険料の負担率が高いという、この構造的な問題がある国民健康保険。国保会計における公費の負担の割合がこの間ずっと減ってきている中で、市としても、国に対し、抜本的な公費投入増を求めて保険料の引き下げを行っていただきたいと、こういうふうに考えますけれども、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員の国民健康保険制度についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県を保険者とし、財政運営の責任主体とすることで財政基盤を強化し、国民健康保険の抱える構造的な課題の解決を図ろうという制度に移行をされたところでございます。

こうした中で、まず1点目の保険料の減免についてでございます。

本市の国民健康保険の保険料率は、平成20年度以降据え置いております。その結果、平成20年度には県下13市の中で一番高かった保険料が、平成29年度の1人当たりの均等割額も含めた保険料として、県内13市のうち低いほうから2番目となっております。

議員御提案の均等割の軽減については、実は私も昨年、保険料の引き下げが可能かどうか検討を指示し、シミュレーションもさせましたが、今後、国民健康保険の被保険者数がさらに減少するものと想定され、また県からの各市町村に求められる事業費納付金の増高が見込まれるとの報告を受け、また全国的にも減免しているところが2%未満にとどまっ

ていることから、市の独自政策として均等割額を軽減することは難しいものと判断しておるところでございます。

議員お尋ねの子育て世帯の負担軽減を図るための均等割の軽減につきましては、私は、国において子どもの均等割の軽減制度をつくり、これに対する財政支援を行っていただくべきものと考えております。これまでも、全国知事会、全国市長会から、国に対して必要な財政支援を行うよう要望をしております。先週6月12日に開催されました全国市長会においても、同様の要望をされることが決定されたところでございます。

次に、2点目の保険料引き下げにつながる抜本的な公費投入増を求められないかとお尋ねでございます。

国民健康保険は国民皆保険制度の根幹をなすもので、その運営は全ての地方自治体が抱える課題となっており、安定的かつ持続的なものでなければならないと思っております。

私といたしましては、国からのさらなる財源措置が講じられるよう、市長会をはじめ、あらゆる機会を通じ、国に対して国保負担割合の引き上げなど、一層の公費投入による国保財政基盤の拡充・強化を図っていただくことを、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） なかなか独自でやることは難しいよという御答弁でございましたが、今年度の国民健康保険料の通知が、きのう、うちにも届きましたが、各家庭に、今、届いていると思います。その高い保険料額に悩んでおられる方もおられるんじゃないかと思っております。

全国知事会も、2014年、先ほども申し上げましたように、国保に公費を1兆円投入することで、国民健康保険料を協会けんぽ並みの負担率にすることを国に要求いたしまして、2018年以後も、都道府県化が実施された以後も、引き続き国の定率負担の引き上げを求めているわけですけれども、国保料とほかの保険、例えば協会けんぽの保険料が我が市の国保料と比較をしてどのぐらい、一体差があるんだろうかということで関心がありましたので試算をしてみました。

3月議会で出されました資料の中で、先ほども申し上げましたように、大人2人、給与収入、年232万円、所得144万4,000円、子ども2人の場合で計算すると、このいただきました資料にも書いてありましたけれども、これ、新年度から新たな軽減措置を受けることになった世帯ですけれども、その例として議員に皆、資料をいただいたわけですが、この資料を見ますと、国民健康保険の保険料は年23万7,190円、これはまさに

収入の1割を超えております。

知事会が求めるように、協会けんぽの保険料で計算してみました。そうしますと、年13万6,116円となります。ということは、国民健康保険料はこの世帯の例でいきますと約1.7倍となります。これほど高い。

この家庭で言えば、月収にして20万円を切って、4人家族、2人の子どもを育てるとなると、決して楽ではない状況が浮かんでまいります。

この家庭で、国保の均等割額と平等割額、一体どのぐらいになるのかを見てみますと、合計で10万1,300円、これでおおよその違いが出てくるわけです。

やはり考えなくてはならないのは、何も収入のない子どもへも容赦なく保険料がかかる、まさに人頭税でして、均等割はこういうふうにも言われていますね——戦前の人頭税を引き継いだもので、納税能力に関係なく全ての国民1人につき一定額を課す税金、1903年、明治36年に廃止されたものを引き継いだ制度だと、こういうふうにも言われておりますが、何としてもこの点を考え直していかなくちゃいけないというふうに感じております。

子育て支援にも逆行する均等割について、減免の検討をお願いしたいと思うわけですが、じゃ、現在、防府市の国民健康保険における18歳以下の子どもの数、また第3子以降の人数、あるいは世帯数を教えていただきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

令和元年5月末現在ですけれども、国民健康保険加入世帯のうち18歳以下は1,429人、また第3子以降の子の人数は167人、第3子以降の子がいる世帯は132世帯でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 全国の均等割額の減免実施自治体の状況を見ますと、例えば18歳未満の子どもの均等割を全額免除すると、こういうふうに決めた自治体、あるいは3人目以降を減免した自治体、あるいはまた2人目以降を2割減免するといった自治体など、取り組みはさまざまですけれども、子育て支援の観点からも、取り組もうという自治体の決意が伝わってくるわけです。

市長は独自ではできないと、そういう状況ではないというふうにおっしゃいましたけれども、そういう決意を持って取り組んでおられる。

防府市の国保の決算、今、平成30年度分がわかりませんので、平成29年度で見ますと、差し引き約13億3,400万円の黒字、基金は29年度末で約3億5,900万円

です。子どもの均等割について、県内でも高い状況を少しでも減額しようと思えば十分にできる財政状況ではないでしょうか。

今後ますます国保制度の加入者の減とか、いろいろ所得の関係が変わってくるかもしれませんが、ちょっと私、計算してみたんですが、例えば3人目以降、今、167人とおっしゃいました。167人に対して医療分の均等割、これが3万200円、県内でも高い状況ですね。3万200円を掛けると、504万3,400円になります。2割、5割、7割軽減がありますので、実際にはもっと低くなります。全額補助が難しければ半額でもやってみようよと、市として何とかして、その子育て支援に逆行するようなこの制度はあるわけですから、もともと国が問題なんですけれども、これではいけないと、市でもできるだけ頑張ってみようということ而努力ができないのかどうか、市長に改めて伺いたしますけれども、リーダーシップをこういうところで発揮をしていただいて、子どもの均等割減免を行ってほしいというふうに思いますけれども、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） シミュレーションをさせておりますので、それも踏まえながら、ちょっと御答弁させていただきたいと思います。

本答弁でも申し上げましたけれども、保険料収入が減少してきておりまして、医療費などの保険給付費も御案内のとおり増加してきております。このような中、国民健康保険事業特別会計の繰越金は年々減少してきておりまして、今後も繰越金は減少していくことが見込まれています。このことから、市独自の政策として均等割の軽減を行うことは、残念ながら難しいものと考えております。

また、決算の話が出ましたけれども、30年度の県に納める事業費の納付金は30億円となっております。このような状況の中で、30年度の事業の実質単年度収支はマイナスとなっております。報告では約1,300万円の赤字となっております。

今後も、被保険者数の減少に伴います保険料収入の減少と、被保険者の高齢化に伴いまして、保険料、保険給付費及び事業費納付金の増加により実質単年度収支もマイナスが、そしてその幅も大きくなるものと見込まれております。

先ほどお示しもありました国民健康保険の基金も、このペースでいきますと数年後には底をつくという報告を受けましたので、市独自の政策を、均等割の軽減を行うことは好ましくないと考えまして、判断させていただきました。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 非常に残念ですね。国保会計がどの自治体も苦労されていると

いう状況にあります。

1つ紹介したいのが、岩手県宮古市なんですけれども、ことし4月から、国保加入世帯で18歳未満の子どもにかかる均等割課税額の全額免除をスタートされました。ここの宮古市の市長さんはどう言っておられるかといいますと、子どもの均等割をなくして子育てしやすい実例を示していく、そして国や県に財政負担を訴えたい、実際に地方自治体で頑張ってみて、こういう状況を国に訴えたいということも言っておられるわけです。

全国知事会からも要望が出されておりますけれども、政府も引き続き議論すると言うだけで、いつまでに結論を出すということを答弁していません、今時点で。国へはしっかりと要望していただき、市としても難しいというふうに言われましたけれども、子どもの均等割減免のために今後とも検討していただきたいということを強く要望をさせていただきます。そのことを述べて、この項は終わりたいと思います。

質問の3点目は、防府市情報公開条例について、第5条請求権者などについて、県と同様「何人も」とすることはできないか、お尋ねをいたします。

市の情報公開条例では、請求権者について、実施機関に対し公文書の公開を請求できるのは、市内に住所を有する個人や、市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体、市内の事務所または事業所に勤務する個人等、請求者などを限定しております。

しかし、県内13市中9市が請求権者などを「何人も」としてありますし、県条例においても開示請求権を「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる」と、こういうふうに明記をいたしております。

県ではその理由について、平成18年に出されました情報公開事務の手引きの中で次のように説明しています。

条例の目的との関連では、開示請求権を行使する主体は県民が中心となる。しかし、社会経済活動の広域化、国際化により、県政に関心とかかわりを有する者は県民に限られなくなっていることや、請求者の住所要件を撤廃する自治体が増加する中で、本県がほかの自治体の住民に開示請求権を与えないということは、相互主義の観点からも好ましくない、こういうふうにしております。

県も1997年、平成9年の条例制定当初は請求を県民に限っておりましたけれども、2001年、平成13年に県外の人でも請求できるようにいたしました。

調べてみますと、全国の都道府県では、2県を除く45都道府県で「何人も」としております。

私は、2016年、平成28年12月議会で、この点について質問をいたしました。そ

のときの答弁は次のとおりです。請求権者の規定につきましては、何人にもその請求権を認める自治体が全国的に多いことは承知しておりますので、条例の改正及び改正した場合の業務体制のあり方も含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますと、こういう答弁をいただきました。

2014年の4月30日付の読売新聞に、県内の情報公開条例の記事がありますけれども、この中で有識者のコメントが紹介をされております。市民に限らず、誰でも情報を得て、行政をチェックするのが情報公開の理想だ。市外の人にも情報を開示したほうが多様な意見が得られ、よりよい行政運営ができる。そう考える自治体が増えている中、請求権を市民などに限定するのは時代の流れにおくれており見直すべきだと、こういうふうなコメントが載っております。

情報公開は、自治体が本来の責務を果たしていくためには、なくてはならないものでございます。時代の流れという言葉も有識者の方から出ておりましたけれども、環境や災害など広範囲に及ぶこともあり、行政区域で請求権を縛ることは考え直す必要があるのではないのでしょうか。

改めて情報公開の請求権者について執行部の御見解をお尋ねいたします。よろしく願います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 防府市情報公開条例についての御質問にお答えいたします。

防府市情報公開条例第5条の請求権者等について、県と同様に「何人も」とすることはできないかとの御質問にお答えいたします。

情報公開条例は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利について定めるものでございます。

本市の条例は、国に先駆けて平成10年に制定しておりますが、その翌年に行政機関の保有する情報の公開に関する法律が制定され、法第3条の開示請求権については「何人も」と定められております。

しかしながら、現行の市条例においては、公文書の公開を請求できる要件として、市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所等をお持ちの方や団体及び市の事業に利害関係のある方や団体となっております。

私といたしましては、情報公開により1人でも多くの方に本市の情報を公開し、市政の透明性を高めていくため、どなたでも公開請求できるようにすべきであると考えております。「何人も」とするよう条例を改正することができないか、検討を指示したところでござ

ざいます。

今後も、公正で開かれた市政の進展と豊かな市民生活の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。初めて前向きな答弁をいただきました。

1点だけ質問をいたします。公開請求と公開申出、ここ3年間の実績をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。条例第5条第1項に該当する公開請求と、条例第5条第2項に該当する公開申出の件数について、平成28年度からの3カ年につきましてお答えいたします。

まず、平成28年度の公開請求件数は170件、公開申出件数は15件、平成29年度の公開請求件数は81件、公開申出件数は43件、平成30年度の公開請求件数は43件、公開申出件数は28件となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山本議員。

○2番（山本 久江君） 御答弁をいただきましたが、年度によって幅があるということですが、第5条2項に該当する公開申出も結構あるということがわかりました。

改正を早期に実施をしていただきたいということを強く要望いたしまして、初めて快く質問を終わることができました。大変ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、2番、山本議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、14番、三原議員。

〔14番 三原 昭治君 登壇〕

○14番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原です。

本一般質問は最後のしんがりとなりました。よろしく願いいたします。

まず1件目は、消防団支援事業と活動経費等について質問いたします。

御承知のとおり消防団は地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、市民の安心と安全を守るという大変重要な役割を担っていらっしゃいます。

平成25年には、消防団を中核にして地域の防災力を高めようと、消防団を中核とした

地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。その条文には、消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在だとされ、地域の消防・防災体制のかなめとして重要視されております。

防府市はことし、平成21年7月21日に発生しました豪雨災害から10年目という節目を迎えました。池田市長は、市民の安心・安全は私の最大の責務と述べられ、防災力の強化を強調されています。

この防災力の強化で必要不可欠なのが地域消防団の存在です。その充実は、地域の消防・防災体制のかなめとして重要であることは、十分御理解されていることだと思います。

さて、私は、防府市の消防団への活動支援などについて幾度となく質問してまいりました。直近では、平成30年12月議会の一般質問です。長く訴え続けてきました消防団応援事業について、ことしの4月からやっとなし実施するとの答弁をいただきました。そこで、どのような事業展開をされているのか、その状況についてお尋ねいたします。

また、活動における資料作成やコピーなどの事務的経費、さらには、その他の訓練や運営に必要な消防団活動費が報酬から捻出されているという不適當な実態の改善を求めましたが、その後どのように対処されたのか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 14番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（田中 洋君） 御質問にお答えいたします。

1点目の消防団応援事業の現状についてでございますが、地域防災の中核として活躍している消防団を地域ぐるみで応援し、消防団員の活動環境の改善を図るため、防府市消防団応援の店として御賛同いただきました事業所や店舗等の御協力によりまして、消防団員やその家族などを対象に一定のサービスを提供していただく事業でございます。

登録していただいた事業所等には、防府市消防団応援の店の表示証を見やすい場所に掲示していただきまして、利用する消防団員には全員に利用証を交付しております。

県内では下関市に次いで2番目の開始となりますが、当市では本年4月から本事業への登録を開始し、防府商工会議所の御協力をいただいておりますが、現時点では3店舗の登録にとどまっております。

先進地の下関市でも現在7店舗の登録と聞いておりますことから、まだまだ始めたばかりの事業でございますので、引き続き防府商工会議所と連携を取りながら、あらゆる機会を通じてPRを行い、登録数を増やしていくとともに、消防団員に対しても周知徹底していきたいと考えております。

次に、2点目の消防団における事務用品等必要な経費につきましてですが、本年4月から、消防団に負担がかからないように、目安といたしまして7,000円を上限とし、各

分団から要望のあったものの中から経費と認められるものを消防本部において購入し、手渡しをしております。

この方法につきましては、消防本部が会計担当と協議し、公費の支出方法として適切であると判断して実施しているものでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは、消防団応援事業について、まず再質問させていただきます。

冒頭の答弁で、よく、私、聞き取れなかったんですけど、応援団事業、店舗数が何店舗と言われたか、もう一度大きな声で言ってみてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 3店舗でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 先ほど、先進地の下関市と言われて7店舗と言われましたが、先進地の観点が違うのかなと、7店舗が先進地であるのかなと、不思議でなりません。

私は、あちらこちらにいろいろ電話しましたが、多いところでは二百何店舗、少なくとも七十、八十、すごい数でありました。それが、下関の先進地と言われて、私はびっくりしました。私の感覚が少し悪いのかなという思いもしております。

以前、質問しましたが、たしか山口県消防協会による応援団事業が実施され、これは途中で中止されておりますが、当時の協力事業者数、職種について、ちょっと教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 平成17年度に開始いたしまして、山口県消防協会と旅館協会が提携して始まった事業でございますが、件数は、ちょっと済いません、わかりませんが、受入施設が伸び悩んだこと、団員の利用率が低いことなどで、また、団員の入退団により事務が煩雑になったということで、事業が廃止になったということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） そのぐらいのことだと思います。本当にやる気があるんだったら、過去のことにも一応検証して、すらっと私は、何店舗どういう業種でしたと言われるのかなと思いましたが、はっきりしておりません。

それで、前回の質問で、防府商工会議所の協力を得て、先ほども申されましたけど、たしか3回の協議を行ったとお答えがありましたが、その内容を教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 会議所に協力を得るためにどのようにしたらよいかとか、あと、その会議所に出す募集の文書、この辺の協議をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 会議所には、募集のチラシ等を折り込んでください、会議所だよりも、ということだけですね、中身は。

会議所のほうも、それ以上のことは問い合わせがあればお応えするけど、私たちは、申しわけないけど、そこまでの活動は頼まれておりませんということでありました。

昨年質問から4月に開始され、現在6カ月、半年が過ぎ。先ほどありましたが、3店舗ということですが、消防本部として、実施に当たって協力事業所・店舗について何軒ぐらい訪問され、どのような協力を求められたかを教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） まず、商工会議所に2,000部ほどチラシを配っていただきまして、それから、協力いただいた店舗、これも3店舗なんですが、商工会議所とは、その店舗だけでございます。そのほかは、知り合いとかそういうところで個人的に相手方と協議したことはございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 個人的に何軒ぐらいされましたか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 今現在聞いているのは1軒でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） もうこの質問は余りしたくありませんけど、先ほどの会員の方には利用証を、そして、協力店舗3店舗にはその表示証をとということでしたが、表示証というのはどのような表示証ですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） A4のこういうプレートでございます。これを表示していただいています。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） それは消防署でつくられて、ラミネートされたやつですね。

はい。その表示を見ただけで、やる気があるかないか、私はわかります。

どこまでやる気があるのかなという本当に懸念をしておりますけど、先ほど、消防団員には利用証、御家族の方にはどのようにされておりますか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 団員の方には、サイズが80ミリ掛ける50ミリの利用証という、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、こういうものをお渡ししています。これは、団員と家族と一緒に利用するというのでございますので、家族の方にはお渡ししておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） よそは家族利用証というのを全て——私が電話したのが7市です、全て家族利用証も交付されております。

もうここの質問はいたしません。本当にやる気があるのかということ考えたときに、私にしつこく言われたから既成の事実をつくっただけではないかなというようにも私は見えます。これはもう、この質問はいたしません。

次に入ります。次、もろもろの経費に関する先ほどの答弁についての質問をいたします。

例えば、先ほど申されましたが、会議に必要な書類、資料などについてはどのように対応されておりますか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 団本部の会議等につきましては、消防本部で資料等を作成しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 質問が悪かったですね。消防団の方々が資料を作成したり、それを何枚かコピーして団員の方に配って共有して会議を進めるという形が本来の姿だと、通常の姿だと思いますが、そういうことに対してはどのようなふうに対応されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 団の方自体がそういう会議等をやる時も、我々の担当者、これがある程度の書類をそろえて行っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 人の質問をよう聞いてくださいよ。じゃから今のは、団員の方が必要な書類はどのような手順で、そのコピー、本部でコピーしていると言われましたね。だから、どのような手順でコピーをされているのか教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 昨年までは各分団がコピーという数字が出ておりましたけど、その各分団でやられたものにつきましては、各分団でやられていますので、消防本部ではコピーをしておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） いや、各分団で必要な書類が、自分たちが作成してコピーが必要だって、これも経費でしょうが。だから、それに対してどのようにされていますかということ聞きよるんです。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 昨年まではそれぞれがやられていましたので、それを今回、今年度からこちらのほうで経費をとりまして行うということでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 消防団の方にも聞いたんですけど、わかりにくいですよ、あなたの説明はね。だから、消防団で自分たちがいろんな資料をつくったりして必要だと、コピーが例えば何枚必要だというときには、原本を持って消防署の本部に行ってコピーするという形を今とっているんでしょう。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 昨年まではそういうことがございませんでしたので、ことしからはそういう形をとろうと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） とろうと思っているんじゃないくて、やっていますと言われたんですよ。何で話が違うんですか。4月からスタートしておるんでしょう、この話は。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 団本部の会議につきましては当然やっておりますけど、各分

団の会議、それについては今までやっていなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 今までやっていなかったのは、いいんですっちゃ。4月からやっていることを、今、質問しよるんですよ。

消防団の団員の方たちに聞くと、原本を持って本部まで来てくださいと、で、本部でコピーしますという、今、形になっていましてと言われました。違いますか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 今年度からはそういうことになっておりますが、まだ実際に持ってこられたことはございません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 何で持って行かないかわかりますか。コピー10枚とったり30枚とったりするのに行くんでしょう、消防本部まで。消防本部まで行ってコピーしてもらいましょう。そのコピーの用紙は、どこで、どのように、どこからコピー用紙のお金は出るんですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 紙につきましては、消防団の消耗品費、これから支出をいたします。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） じゃ、そのコピーが必要なんですといったときには本部に来てくださいと、今、そういう体制ですよ。

野島分団がありますよね。13人か、いらっしゃいます。そこが必要なときはどうして行ったらいいんですか。船に乗って行くわけですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 庶務担当が月1回消防本部のほうに参りますので、そのときをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 会議をやるその日まで待てということですね。いろんな緊急事態が起きたり、緊急に会議をしなければいけない、資料が必要だというときも、そのときまで待つということですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 緊急ということがなかなかございませんけど、もし緊急であれば、こちらのほうから手配いたします。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 余りもう質問したくありません。緊急の場合の仕事をされているんじゃないですか、あなたたちは。緊急の一番かなめとして仕事をされているのに、緊急の場合が余りないから。

これ、よく考えてください。コピーが必要だと、いちいち本署に行ってコピーしてくださいと、皆、言いますか。

じゃ、聞きましょう、お尋ねします。コピーをするために本署に原本を持っていきます。そのときの車のガソリン代とか人件費はどこから出るんですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 各分団に庶務担当、これがありまして、庶務担当の手当が出ておりますので、それで充ててもらっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 庶務担当の経費は人件費でしょう。経費というか報酬でしょう。

今、ガソリン代は出ませんわね。じゃ、ガソリン代はどうなります。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） その辺の支出は公費では出ないと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） それと、例えば今、コンビニでコピーした場合1枚10円ですよね、大体。消防団は平均すると30人ぐらいいらっしゃいますね。で、30人で掛けると300円ですよね。それを、消防本部へ持って行って、コピーしてもらって、それをまた持って帰るといことは、そのコンビニでの300円とどっちが高くつくと思いますか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） その辺は、ちょっとよくわかりません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） それと、先ほど緊急時はないと言われました。皆さんがいろいろ、本当一生懸命、私は会議に傍聴に行ったこともあります、どういう状態なのかと。

やはり定期的にやる会議と、緊急にやる会議、いろいろ会議はありますと、みんなが集まっておりますということですが、例えば、大半の方というか、全ての方が昼間働いていらっしゃいます。会議は皆、夜です。夜にみんなで話し合いをするときに書類が必要だと、こういうものが必要だと、これ枚数分要るからというので、夜の夜中に行っても大丈夫ですね。対応してくれるということですね。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 対応いたします。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） よく皆さん聞いちゃってくださいよ、今の話を。

それと、先ほど言いました事務的経費、これは7,000円と言われたのが、月7,000円ですか。申告によって上限7,000円まで支給するということは、月ですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 月ではございません。年間でございます、年間、消耗品費を10万円計上しております。団本部と13分団、これがございますので、目安として1分団7,000円という数字を出しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 例えばペンが必要だと、5本ほど必要ですと、1本が80円としましょう、400円、これが自分の手に、消防団の手に入るまでの手順を教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 消耗品費として必要と思われるもの、これは紙とかペンとかもそういうものだと思いますけど、単品で買うようなことはできませんので、財務規則にのっとりストックをして、それをお渡しする形になります。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ストックされていないものについては、どういうふうな手順で対応されますか、教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 今のところストックはしていませんが、まだ各分団からこういうものが要るといのは来ておりませんので、大体予測できるものはこちらで準備したいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 上限が7,000円。月に換算すると583円という、そういう経費が用意されていると。私は初めて聞きましたが、先ほど言いました申告をして、ストックはまだしていない。ストックされていないものに対しては、消防本部が買って、そしてまた購入しましたので取りに来てくださいという形ですよね。手順は、そういう形ですよね。

市役所の中でこんな対応をしている、月額583円の経費で、要るものがあったら申告しなさい、そして申告したらこっちが買うから取りに来てください、それで支給しましょうという対応している部署があれば、教えてください。ほかに部署があれば、教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 暫時休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 開議

○議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

それぞれ金額については定めておりませんが、必要と認めるものにつきましては準備をして、それからお渡しをするようにいたしております。

持っているものについては即お渡ししますし、要望があるものについてはそれぞれで準備をいたしてお渡しをしております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） それはどういう関係の、相手様はどういう関係ですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） それにつきましては、それぞれ職員が使うものが基本となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） それは内部の話ですよね。内部だと当然ですよ、今のやり方はね。外部の方を対象にして、そういう今みたいなやり方をやっているところはまずないです。あり得ない。

僕は、この話を消防団の方からいろいろ聞きました。コピーをするのに自分で紙を持ってきてくれと。そしたらコピーしてやるということまで。何か、だからばからしいから行きませんという話まで聞きました。

年間7,000円、月額583円、要るものがあれば申告しなさい。そしてまた取りに来なさい、そんな対応はちょっと。今、農業試験場がこちらに来ますけど、トラクターでさえコンピュータを使って自動に動かせる時代、まさしくこの対話は超近代的な時代にふさわしい対応かなと、これが今からの対応かなと私は錯覚を起こしたんですけど、こんな対応はないですよ。

この対応のために消防団の中ではどういうことが起きているか御存じでしょう。自分たちで経費が、今のような対応でいちいち行かれりゃあせんということを皆さん言われます。そんなコピーが30枚要るのに、その紙を持ってコピーしてあげるから来なさいというふうになったらいいですと、自分たちでという考え方なんですけど。そこでそういう活動を、事務的経費もちろんですけど、活動経費を含めて今ない、ゼロ円なんですよ。そんな状態の中で、今、団内の中でいろいろトラブルが起っていますが、どういうトラブルが起っているか、多分把握されていると思いますけど、わかれば消防長お答えください。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） トラブルについては報告を受けておりません。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） そういうトラブルいちいち上まで上げていくことは、そういう対応をされる消防本部には言っていないと思います。

どういうトラブルかといいますと、以前、私も言いましたけど、報酬等は全て振り込みをすべきだと、間違いが起らないためにそうすべきだということで、きちんと今、振り込みをされております。

というのは、今まではその報酬は団内の通帳に入っておりました。それが活動費、経費として使われておりました。それが今ゼロです。じゃあどうしているかということ、上の人が団員にお金をいくら出せということをやっております。

そこで、私は何人かに相談を受けました。やめたいと、若い人たちから。何で僕たちがもらったお金をまた出さんにやいけんのですかと。確か京都でも大変問題になりましたよね。新聞沙汰にもなりました。そういう状態が今あるんですよ。

この最近も相談を受けました。その親からも電話がかかってきました。うちの息子がやめたいと言う。今消防団の団員はもう十分足りているわけですか。

○議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（田中 洋君） 現在は380名でございますので、93%ぐらいでございます。

それと、先ほどお金の件を言われましたけど、活動費として各分団それぞれいろんなやり方しております。これはあくまでも団員の了解を得てやっているということと聞いておりますが、中身につきましては、今回事務費とりました。昨年、一昨年、その分の決算書を見させていただきまして精査をいたしました。実際にそれに該当するようなものは、言わない部分も確かにあるかもしれませんが、2万円程度でございまして、各分団からすれば1,500円ぐらい、その程度で。それ以外が、議員も御存じかと思えますけど、ほぼ飲食でございまして、そのやり方は団長を通じて是正するようになりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） つけ加えなくてもいいんです。飲食はいけないって当たり前じゃないですか。言われなくてもわかりますよ。だけど、もろもろの活動費というものがやはり要りますよ。それは飲食はいけない、確かにいけないですよ。だけど暑い中、皆さん訓練をやった後、水でも飲む、お茶でも飲もうかというのも、厳密に言えば飲食ですよ。

でも、普通、これは、そういうことまで言っているわけではありません。もっと活動的なものに、こういう嫌がらせ的なような対応はしてはいけませんと。きちんと組めばいい話でしょうが。ちゃんと組んで、ちゃんと決算書を出させば、出してもらえればきちんとできるわけでしょう。大の大人がいちいち本部まで行ってコピーしますか。

大変おかしな話ですけど、市長は先ほど申しました消防団に対する認識について、前回の質問では、地域に密着し、災害時には一番頼りになる存在で、消防団なくしては市の安全・安心は守れないと答弁されました。また、冒頭に述べましたが、市長は就任以来、防災力の強化を繰り返し訴えられ、強調されております。

恐らくここまでの実態、状況は多分御存じなかったと思います。私から言えば、市長の口から出た思いとは、心の思いは相反する現状だと私は思います。

そして、これに対してどのように市長として考えられているのか。前回の質問から6ヶ月がたっています。前回の答弁は、全体の中でしっかりと考えていく、スピード感を持って対応するとおっしゃいました。何かこの消防団に対するスピード感を考えますと、スピードと感の間に「ん」がついているんじゃないかなと、私は思います。スピード、ん、

鈍感ですね。じゃないかと思えます。

ぜひ、スピード感を持って対応していただきたい、市長の思いどおり、言葉のとおりを示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 消防団に対する意気込みというか、そういう御質問だと思えますけれども、前回も申し上げましたけれども、消防団の役割というのは非常に大きいものがありまして、いざ災害のときには消防団のお力をかりなければ対応できないものと考えております。

そうした中で、今93%とありましたけれども、充足数を満たさない状況でございます。これは、全国的な課題でございます。先月、実は上京した際に国の消防庁の幹部の方とお話をさせていただきました。そのとき、やっぱり消防団の確保ということが大きな課題であると、学生や女性をいかにして団に入れるかというのがこれからの課題であると。

そうした中で、やっぱり団に入った人が、楽しいというのは語弊がありますけれども、生きがいがある、やりがいがあるという消防団にしなければならぬという話になったんですけれども、そうした中で、消防団の方も機能強化というのが必要でございますので、国のほうに緊急的な、今補助制度もありますので、そういうのを活用して個人の装備も若干でも強化を図りたいと思えますし。今活動と言われましたけれども、やはり、消防団、魅力を出すため、一歩踏み出した形でも検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

そういう中で、福利厚生面でいろいろ乗り越えない壁もあるかもしれませんが、そうした面でも何か検討できないかということで、しっかり対応して、ことしはちょうど災害から10年ということを来月迎えますけれども、やはり、実はきょうの午前中から話題になりました市の広報で、来月号は消防特集で、また消防団も特集をさせていただきます。その中に消防団の応援事業についても、しっかりPRをさせていただいておりますけれども、消防団のことが、入ってよかったという消防団になるように、市としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。もう一点、消防団の人たちが、今回の市長さんは消防団にすごい力を入れてくれちゃってんよねと何度か私は聞きました。答えはそうよと答えました。ぜひ今の言葉を、具現性のある、実現性のあるものにあらわしていただきたいということを強く要望しまして、この項の質問を終わります。

次の質問に入ります。

2点目は、住宅供給にあわせ郊外化が進み、著しく子どもが増え続けている右田地域の住民から、子どもたちが安心・安全に遊べ、運動などのできる広場や公園等、防災機能を備えた施設の設置を求める声が強くなっていきます。

今、署名運動という声も上がり始めております。私は、この問題につきまして、平成28年に一般質問をいたしました。そのときは、防災機能まで入れておりませんでした。しかし、もうそれから3年経過しました。やっぱり時代は刻々と変わっていき、やはり防災機能を備えた、今言いました公園や運動広場等が必要だということで、あえて加えました。

過去の質問に対して検討するという答弁がありましたが、その後、どのように検討し、今後どのように対応を考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 右田地域の防災機能を備えた遊びや運動のできる広場、公園等の設置についての御質問にお答えさせていただきます。

平成28年6月の定例市議会において、右田地域における児童遊園などの公園設置についてさまざまな御指摘、御要望を三原議員からお受けしたことについては報告を受けて、また私自身承知しております。

また、私は、市長就任以来、各地域で市民の皆様から、おのこの地域での公園の整備等について多くの要望を受けておりますが、厳しい財政状況の中で十分な対応ができていない状況にあります。こうした中、私は何よりも防災対策が最重要課題であると申し上げ、また認識をしております。

市役所庁舎につきましても、防災の拠点とすることで現在地建て替えに決めたところであり、公園の整備に当たりましても、防災の観点から必要な公園につきましても、財源確保を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

このため、既に有利な財源確保にめどの立ちました潮彩市場東側の新築地緑地を防災公園とするための予算を当初予算で計上させていただき、また、先般お示ししましたけれども、公会堂北側の文化福祉会館敷地につきましても、文化福祉会館の移転にあわせ防災公園としたいことを計画していることもお示したところでございます。

しかし、防府市全体を見ますと、市役所を含む、今申し上げました2カ所につきましても、いずれも佐波川の東、佐波川の左岸にありまして、平成21年の豪雨災害から10年を経た現在、小野地域から右田、玉祖、大道地域までの佐波川の西、いわゆる佐波川の右岸にはありません。市全体の防災対策を考えた場合、このような公園の整備が必要ではな

いかとも考えております。

また、当地域には高速道路のインターチェンジもあり、国道2号、262号など幹線道路を通じて牟礼、富海地域、山口市方面へも近く、災害時の物流拠点にもなり得る可能性があります。

こうしたことから、現時点では厳しい財政状況の中、財源をどうするのかといった大きな課題もありますが、防府市民の皆様の安心・安全の観点から、市役所本庁舎及び公会堂北側の文化福社会館敷地、新築地緑地の防災公園との役割分担等もしっかり踏まえながら、佐波川右岸地域の防災公園の整備の必要性についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 前向きな答弁と受けとめさせていただきます。やはり全て、公園、そして運動広場というのが南側に集中しております。北側は全くありません。今後、左岸側の必要性を考えながら検討していくということで、これまたスピード感を持って検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、何点か質問させていただきます。前回は質問いたしましたが、防府市緑の基本計画、平成11年度に策定されました。ここには既存の天神山公園や桑山公園規模の大きな地区公園を右田地域と北部地域に配置しますと書いてあります。中身はだれもがスポーツやレクリエーション活動が楽しめ、災害時の避難や救援活動の拠点としての役割を持つ公園とされております。

答えは一緒だと思うんですけど、あれから3年たちましたけど、この平成11年から令和2年を目標年次としておりますが、何か変化があれば教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えいたします。緑の基本計画、これからいわゆる改定をしていくわけですが、特に、今の答弁でも市長が申し上げましたけれども、防災面のことについてより詳しくと申しますか、強化したもので、地域防災計画等で整合性がとれるようなものに改定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。つまり、この緑の基本計画は全く成し遂げていないということになりますよね。なりますね。何かあれば、ありますか。はい、ありません。

ということで、やはり計画練るときには、あれもこれもと欲張って、ええ顔しようと思
って載すんじゃないなくて、やはりできるものを、具現化できるもの、実行性のあるものをき
ちんと計画して実行をしていっていただきたいということを言いたくて、今、この質問を
いたしました。

それと、先ほど、右田地域という限定をちょっといたしました。わかりやすく右田地
域で、私は一つの例として挙げたわけで、私が住んでいるから右田地域だけではなく、今
市長が言われた、小野も玉祖も大道もみんな周辺地域でございます。特に取り上げたのは、
わかりやすくと、私の地域ではものすごく家が増えております。私は30年前に今のとこ
ろ、右田に行ったときには、世帯がまだ30ありませんでした、同じ自治会で。今
180あります。子どもの数も1桁だったのが今80人を超しました。それは子ども会に
入っている子どもたちがそんだけ増えている。今遊ぶところもない、スポーツするところ
もない、学校はスポーツ少年団がもう占有されて使われております。今どこで遊んでいる
かおわかりでしょうか。

じゃあ答弁いたします。みな団地の中で遊んでいるんです。それで、うちの地区はみな
穏やかな人ばかりで、わかりません、陰では。1回ありましたけど、ボールを投げたりす
るもので、車に当たるは家に当たるは大変トラブルが多い。ある地域で、よそですけど、
それで親同士が問題になって大変な事態になっているところもあります。今そんな状態で
ございますので、ぜひスピード感を持ってということで進めていただきたいということ。
以前、私がこの質問をしたときに、多目的広場を右田につくりますということで大変喜び
ました。いろいろ尋ねてみますと、右田でも福祉センターの裏の河川敷です。河川敷にで
きる。運動公園、多目的広場と言われたけど、何をするのかなと、私は不思議に思って、
何でこんなところにつくるのかなと疑問に感じました。

先般6月6日の未明から降り始めた大雨で、7日の午前8時7分に洪水警報が出ました
が、今整備されている多目的広場ですかね、どのような状態になったかちょっと教えてく
ださい。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 大変申しわけございません。確認しておりません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 再度答弁しましょう。川の下になりました。そこに多目的
広場、本当にもったいない話だなと。しかし、これは議会も悪い、私も悪い、予算をちゃ
んと見てチェックしておけばと。質問した後に、できると聞いてすぐ予算書を開いたん
ですけど、どこにも見当たりません。というのは、一くくりにしてあったものでそれが見抜

ませんでした。4, 000万円ちょっとで確か整備が今始まっていると思います。4, 000万円あれば、今、大変地価が安いので、最低でも4, 000坪は買えるなどという計算もいたしまして、自分の愚かさにちょっと恥ずかしい思いがいたしました。

そして、今つくられているところは誰も知りません。ほとんどの方が知りません。皆無に等しいくらい知りません。

先般、佐波川の保全、佐波川を利用していろんな活動をされている佐波川に学ぶ会という、右田にあります。そこの会の総会に行きました。そこの席でいろいろお話を聞いて、あそこの多目的広場ができるのは御存じですかと。ほとんど知っていなかった。それはなぜ知っていなかったかと思われませんか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） これ私見になりますけども、一口で言えばPR不足といったことかなというふうに思います。このPRにつきましては、この7月1日の防災特集号、先ほど市長の答弁にもございましたけど、その中でも出てまいりますけども、小・中学校、いろんな団体に対して、地元の団体に対してのきめ細かいPRをちょっと足らなかったのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○14番（三原 昭治君） 確かにそれも一因にあります。1番の理由は、単純に誰も求めていなかったものですから誰も関心がありません。雨が降れば沈むようなところで子どもたちも遊びません。ということで、今は、私の質問では、これは皆さんが求めているものです。

もう一つ、つけ加えれば、子どもだけじゃないんです。防災だけじゃないんです。今お年寄りの皆さんも、歩くと車が怖いと、道路が危ないと、どこかないかいねと。例えば今グラウンドゴルフもすごく盛んです。やる場所がないということを実に訴えられました。

先般もシニアのグラウンドゴルフちょっとのぞいたんですけど、あんた、これやらんと次落ちるからねというまで脅されましたぐらい。この効果は子どもだけではない、防災だけでもない、お年寄りもそこで運動ができる。ということは、子どもとお年寄りが交わることもできる。コミュニティの場にもなる。大変私は相乗的な効果はたくさんあると思います。

ぜひ前向きな答弁をいただきましたので、また次の質問しなくてはいけないような状況にならないように、ぜひ市長の答弁を信じて、それと市長が選挙の前からよく言われた言葉が、一つ最近聞かれないなと思った言葉があります。高杉晋作さんが師と仰いでいた吉

田松陰さんが言った、民の声は天の声です。やはり多くの民が求めているものでございます。天の声として聞いていただき、スピード感を持って対応されることを期待し、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、14番、三原議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） これをもちまして、通告にありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月28日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましてはよろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところではございますけれども、2時30分から議会運営委員会を開催いたしたいと思いますので、関係の方々には第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月18日

防府市議会議長 河杉 憲二

防府市議会議員 河村 孝

防府市議会議員 山本 久江

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月18日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員